

閲覧用

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(案)

平成 年 月

名古屋市

はじめに

第1章 基本計画策定にあたって

- 1 策定の背景
- 2 策定の趣旨
- 3 策定の基本的な視点
- 4 策定のプロセス
- 5 計画の期間

第2章 本市におけるDV対策の現状

- 1 これまでの取り組み
- 2 本市におけるDV相談状況

第3章 計画の体系

第4章 計画の内容

- 基本方向1 総合的な推進体制づくり
- 基本方向2 DV防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり
- 基本方向3 DV被害者への切れ目のない支援体制づくり
- 基本方向4 二次的被害を起こさない支援体制づくり

第5章 計画の推進とその評価

- 1 推進体制
- 2 庁内関係局の取り組み
- 3 実施状況の公表

「配偶者からの暴力」¹(Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)。以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。そのため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特質があり、被害者の救済が必ずしも十分ではない状態が長く続いてきました。

このような中、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に、平成13年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年4月13日法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)が成立し、平成14年4月から全面施行されました。

配偶者暴力防止法は、DVを防止し被害者を保護する責務が国及び地方公共団体にあることを明記するとともに、その前文において「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等実現の妨げとなっている。」と述べています。

DVの背景には、性別にもとづく固定的な役割分担意識や、男女の賃金の違いなどの社会的な要因があり、DV根絶のためには、DV被害者への支援策の充実とあわせて、男女が互いにその人権を尊重し、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が欠かせません。

名古屋市はこのような観点から、DV被害者とその子ども・親族の安全と安心に配慮した総合的なDV対策を積極的に推進することを目的に、「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(以下「名古屋市DV防止基本計画」という。)を策定し、DVの根絶をめざします。

¹ 配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、婚姻の届出をしていない事実婚を含む。男性、女性を問わない。また離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。)も引き続き暴力を受ける場合を含む。「暴力」には、「殴る」「蹴る」などの身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」「何をいっても無視して口をきかない」などの精神的暴力や「嫌がっているのに性行為を強要する」「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれる。

1 策定の背景

配偶者暴力防止法により、保護命令²の制度や配偶者暴力相談支援センター³による相談、一時保護等の業務が開始され、被害者支援体制が整備されつつあります。

平成16年6月の第1次改正では、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成16年12月内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示。以下「基本方針」という。）及び、都道府県における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）の策定などが盛り込まれました。

平成19年7月の第2次改正では、基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター業務の実施が、市町村の努力義務となりました。

基本方針（平成20年1月改定）は、基本計画の基本的視点として「被害者の立場に立った切れ目のない支援」及び「関係機関等の連携」「安全の確保への配慮」「地域の状況の考慮」を求めています。また市町村基本計画における留意事項として、「身近な行政主体としての施策の推進」及び「既存の福祉施策等の十分な活用」などをあげています。

2 策定の趣旨

この名古屋市DV防止基本計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」であり、DV被害者とその子ども・親族の安心と安全に配慮した総合的なDV対策を積極的に推進することを目的に策定したものです。

この目的を達成するために、「総合的な推進体制づくり」と「DV防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり」「DV被害者への切れ目のない支援体制づくり」「二次的被害を起こさない支援体制づくり」に取り組みます。

² 被害者が配偶者や元配偶者からの身体に対する暴力や脅迫により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者の申立てにより、裁判所が一定期間、配偶者を被害者から引き離すために発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型がある。

³ 配偶者暴力防止法（第3条）に定められているもので、DV被害者に対して相談、保護命令申立支援、自立支援のための情報提供、また関係機関の連絡調整等を行う。

3 策定の基本的な視点

- (1) 施策の策定・推進にあたっては、DV被害当事者の参画や意見を尊重します。
- (2) DVを防止すること及び、DV被害者の保護、自立支援は行政の責務です。
- (3) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- (4) 被害者は、自らの意思に基づき、安心・安全な生活を営む権利があります。
- (5) 被害者は、国籍、年齢、障害の有無に関わらず支援を受ける権利があります。
- (6) 被害者が本来持っている力を信頼しつつ、被害者の意思を尊重した支援が必要です。
- (7) DVが行われている家庭の子どもや親族も被害者です。
- (8) 施策の推進には、国、県、市町村等の関係機関と民間団体等の連携が不可欠です。

4 策定のプロセス

平成20年4月、「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画検討会議」を設置し、名古屋市DV防止基本計画策定に向けて検討してきました。

平成20年5月から、民間団体等の協力を得て、DV被害者及びその家族や友人から名古屋市DV防止基本計画策定に向けた意見を募集し、多くの方からの意見が寄せられました。あわせて被害者支援の状況やそこから見えてくる課題等について、関係機関・団体に意見を求めるとともにヒアリングを行いました⁴。

平成20年9月には、区役所・学校・幼稚園・保育所の協力を得て、「配偶者からの暴力被害者支援充実に向けた関係部署・機関の連携及び研修に関する実状調査」を行いました。

また、愛知県女性相談センターなど県関係機関との話し合いを行いました。

これらの、プロセスで得られた意見を尊重し、基本計画を策定します。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。

計画期間中に法律及び基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直します。

⁴ 「名古屋市DV防止基本計画策定に向けたDV被害者等からの意見概要及び関係機関・団体ヒアリング」

1 これまでの取り組み

(1) DV根絶をめざして

名古屋市は、平成11年9月「女性に対する暴力」調査(『女性に対する暴力』研究会)に委託)を行いました。この調査は、「全国で初めて、男性の加害の実態を明らかにした」「外国人女性を調査対象に含めて面接調査を実施した」などの点で先進的な意義を持つものです。

平成13年7月、「名古屋市『女性に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)』防止対策関係機関連絡会議」を設置し、関係行政機関及びDV被害者支援に係わる民間団体による連携の推進と被害者のサポート体制を総合的に検討するため、連絡・協議を開始しました。

「何人も、DVを行ってはならない」と明記された「男女平等参画推進なごや条例」を制定しました(平成14年4月施行)。

平成15年6月、男女平等参画推進の拠点施設「名古屋市男女平等参画推進センター」(愛称・つながれっとNAGOYA)を開設し、DV問題を含めた女性の多面的な相談ニーズを受け止める「女性のための総合相談窓口」を設置しました。あわせて、センターでは、相談を通じて見えてくる様々な課題に対応した広報・啓発事業及び被害者や支援者をサポートする事業を実施しています。

平成16年11月 名古屋市男女平等参画審議会は答申として「男女平等参画先進都市をめざして」をとりまとめ、優先的に取り組むべき課題として、「女性の活躍」と「DV根絶」という二つの柱を打ち出しました。

(2) 女性福祉相談員の配置と配偶者暴力相談支援センター業務開始

平成18年4月次世代育成支援策を総合的かつ機動的に取り組むことを目的として子ども青少年局を設置し、子どもや子育て家庭の支援、青少年の自立支援とあわせてDV被害者支援を担当することにしました。

従来、DV等の女性福祉相談は、愛知県の婦人相談員による巡回相談(愛知県が、各区役所に週1回あるいは月に数回派遣)で対応していましたが、平成18年度から、区役所(社会福祉事務所)業務に児童虐待防止とあわせてDV被害者等の女性の自立支援に係る相談及び指導を明記し、同年6月、市内全16区の社会福祉事務所に女性福祉相談員(婦人相談員)を配置しました。

平成19年7月から配偶者暴力相談支援センター業務を開始し、各区社会福祉事務所との緊密な連携のもとで、DV被害者支援を進めています。

○ 名古屋市の現在の主な支援事業は、次のとおりです。

事業名	内 容
母子等緊急一時保護事業 (平成 11 年開始)	夫の暴力等により緊急に保護を必要とする母子等について、一時的に保護する。
民間一時保護施設(シェルター)への補助 (平成 13 年開始)	シェルターを運営する民間団体に対し、補助金交付を行う。 年間家賃の 1 / 2 (50 万円限度)
D V 情報を伝える会 (平成 17 年開始)	少人数のグループプログラム。D V 被害者や身近な支援者を対象に、D V の定義、心身への影響などの情報を提供することにより、D V への理解が深まることをめざす。
暴力被害などからの精神的回復と成長を目指す女性サポートグループ (平成 18 年開始)	少人数のグループで自己の暴力被害などの経験等を語り、自己の感情や人との距離の取り方、自分を大切にすることなどに気づくことをめざす。
配偶者暴力相談支援センター業務 (平成 19 年 7 月開始)	D V 被害者が行う保護命令申立てに対する支援や、関係部署・機関・団体との総合的な調整等を行う。
D V 被害者ホットライン事業 (平成 19 年 7 月開始)	民間団体に委託し、公的機関の閉庁日の相談・支援を行う。 土日祝日 10:00~16:00
緊急宿泊事業 (平成 19 年 7 月開始)	一時保護以前に緊急保護を必要とする相談者に対し、一時的に宿泊施設に宿泊させることにより支援する。 原則 1 泊(次の開庁日まで)
中期滞在支援事業 (平成 19 年 11 月開始)	市営住宅の目的外使用許可を受け、D V 被害者に生活支援等を行う。 利用期間は、原則 2 か月以内(6 か月を限度)
D V 相談等法律問題援助事業 (平成 19 年 12 月開始)	法律相談を愛知県弁護士会に委託して実施。区女性福祉相談員等を対象に、定例相談及び随時相談を行う。

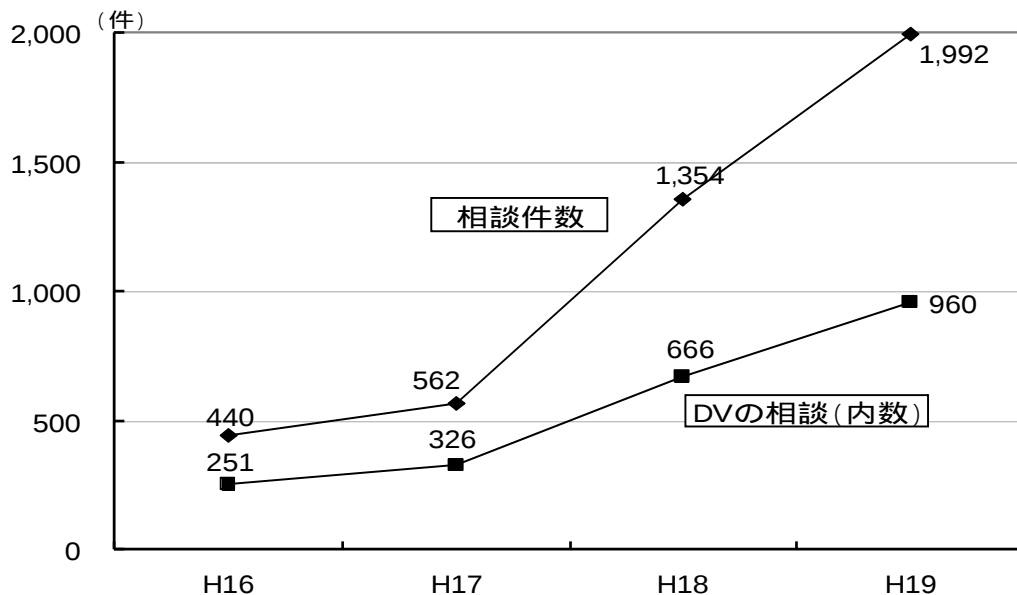
2 本市におけるDV相談状況

各区役所におけるDV相談件数（区における面接相談の実人員数）は、女性福祉相談員が配置された平成18年度から急増し、平成19年度は、平成16年度のおよそ4倍となっています。

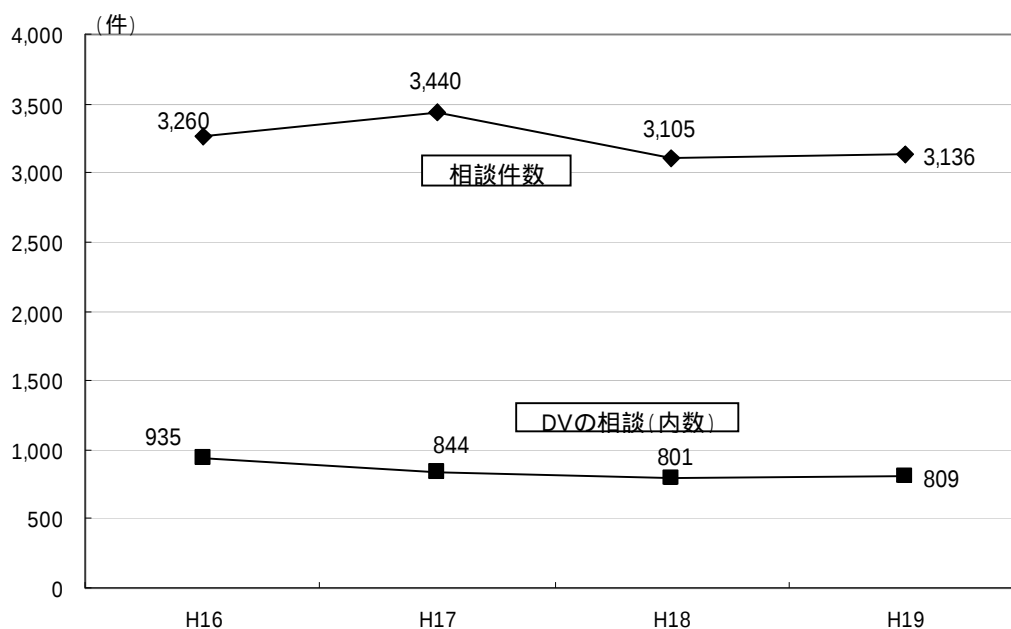
名古屋市男女平等参画推進センター（つなぐれっとNAGOYA）相談室における延べDV相談件数は、平成16年度以降、毎年800件を超えています。（件）

	H16	H17	H18	H19
区役所における面接相談件数（実人員数）	440	562	1,354	1,992
うちDV	251	326	666	960
つなぐれっとNAGOYA延べ相談件数	3,260	3,440	3,105	3,136
うちDV	935	844	801	809

女性の悩みごと相談件数（16区計）



女性のための総合相談件数（つなぐれっとNAGOYA）



重点目標

施策の方向

基本方向1 総合的な推進体制づくり

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 名古屋市としての総合的な推進体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・「名古屋市男女平等参画推進協議会」による推進 ・「名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議」による推進 ・「名古屋市『女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）』防止対策関係機関連絡会議」による推進 |
| (2) 総合的な支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体及び市民との連携等 |
| (3) 国・県の機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市配偶者暴力相談支援センターの調整機能強化 ・被害者の状況に応じた支援の推進 |
| (4) 関係機関・団体の連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・警察等との連携 ・広域連携等の推進 |

基本方向2 DV防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり

- | | |
|---------------------|---|
| (5) DV防止策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の整備など男性へのはたらきかけ ・「デートDV」防止教育などの推進 ・学校における人権教育の推進 |
| (6) DV防止意識の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・全市的なDV防止キャンペーンの取り組み ・外国籍被害者・障害のある被害者に配慮した広報・啓発 |
| (7) DV被害の発見・通報体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携 ・学校、幼稚園、保育所等との連携 ・ホームヘルパー等との連携 ・医療関係者との連携 |
| (8) 調査・研究の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・女性の人権や福祉等に関する調査研究 |

重点目標

施策の方向

基本方向 3 **D V 被害者への切れ目のない支援体制づくり**

- | | |
|--|--|
| (9) 相談・保護体制の整備 | <ul style="list-style-type: none">・ 相談機関等の周知・ 相談体制の充実・ 保護体制の充実 |
| (10) 住まいへの支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none">・ 安定的な住まいへの支援 |
| (11) 就業などの生活支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none">・ 就業支援の充実・ 企業等と連携した就業支援・ 生活支援の充実 |
| (12) こころとからだへの支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none">・ 精神的支援の充実・ 被害者を孤立させない支援体制整備・ 被害者の支え合いの支援 |
| (13) 子どもへの支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none">・ 児童相談所と連携した子どもへの支援・ 医療関係者への D V 問題の周知・ 教育・保育関係者への D V 問題の周知 |
| (14) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none">・ 外国籍被害者の支援体制整備・ 高齢の被害者の支援体制整備・ 障害のある被害者の支援体制整備 |

基本方向 4 **二次的被害を起こさない支援体制づくり**

- | | |
|---------------------|---|
| (15) 被害者の安全確保策の強化 | <ul style="list-style-type: none">・ 法的支援の充実・ 区役所内の統一的対応の推進 |
| (16) 研修体制の整備 | <ul style="list-style-type: none">・ 研修の充実 |
| (17) 苦情処理の適正化・迅速化 | <ul style="list-style-type: none">・ 二次的被害などの苦情対応の明確化 |

基本方向 1 総合的な推進体制づくり

DVの防止及び被害者の保護・自立に向けた支援施策は広範囲に及び、関係機関、団体も多岐にわたります。

このため、実効ある支援体制を整えるためには、被害者支援に直接係わる機関・団体だけでなく、DV防止に係わる幅広い関係機関・団体の理解の促進や協力が不可欠です。

名古屋市DV防止基本計画を推進していくため、庁内の推進体制を整備するとともに、国・県の機関や他自治体の関係部署、団体との連携を図ります。

重点目標 1 名古屋市としての総合的な推進体制の整備**現状と課題**

名古屋市は平成18年度に、区役所（社会福祉事務所）業務に児童虐待防止とあわせてDV被害者等女性の自立支援を明記しました。DVと児童虐待の密接な関係に着目し、被害者としての子どもを視野に入れて、DV被害者支援を行う女性福祉相談員と児童虐待に対応する子ども家庭相談員を配置し、連携して対応できる体制を作りました。

平成19年度には配偶者暴力相談支援センター業務を開始し、他都市での実績をもつ専門家を職員として外部登用しました。名古屋市配偶者暴力相談支援センターは、各区役所の女性福祉相談員と連携して被害者支援に対応しています。

また名古屋市男女平等参画推進センターでも、DV等の女性に対する暴力問題について相談に応じています。

DV被害者の支援においては、関係機関・団体が被害者の意思と選択を尊重して対応することが不可欠です。

名古屋市としてDV対策を推進していくために、それぞれの機関がその役割を相互に認識し、民間団体及び市民と連携協力して名古屋市DV防止基本計画を推進する体制を整備する必要があります。

施策の方向

○「名古屋市男女平等参画推進協議会」による推進

「名古屋市男女平等参画推進協議会」では、DV防止の推進にかかる施策の総合的な企画及び連絡調整に関する事項について調査審議します。また、必要に応じて、名古屋市DV防止基本計画を効果的に推進するための分科会を設置します。

- 「名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議⁵」による推進
関係局における取り組みについて、名古屋市DV防止基本計画に基づく施策が効果的に推進されるよう、総合的に調整します。
- 「名古屋市『女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）』防止対策関係機関連絡会議⁶」による推進
被害者支援関係機関・団体の取り組みが、名古屋市DV防止基本計画に即して効果的に推進されるよう働きかけます。
- 民間団体及び市民との連携等
民間団体には、計画の推進について名古屋市及び関係機関と連携した取り組みを期待します。市民には、計画の推進について理解と協力を求めます。

重点目標 2 総合的な支援体制の整備

現状と課題

DV被害者は複数の課題を同時に抱えることが多く、課題解決にかかわる関係機関は多岐にわたります。関係機関・団体が認識を共有しながら連携を図って支援していく必要があります。

名古屋市では、「各区民生子ども課」「名古屋市配偶者暴力相談支援センター」「名古屋市男女平等参画推進センター相談室」で、女性の相談に対応しています。

各区民生子ども課は、DVも含めた女性の悩みごと相談を幅広く受け、福祉的支援を行い、名古屋市配偶者暴力相談支援センターは、配偶者暴力防止法に基づき、DV被害者支援を行っています。

名古屋市男女平等参画推進センター（相談室）では、家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな問題について、相談者の気持ちを尊重しながら主体的な解決をめざすとともに、相談の過程で見えてくる課題を事業化するなど女性の人権を守る立場からさまざまな相談に対応しています。

名古屋市配偶者暴力相談支援センターは、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす機関であり、被害者の立場にたった関係機関との調整機能を強化する必要があります。

施策の方向

⁵ DV被害者支援に関わる関係部署の連携を図り、被害者支援策を総合的に検討することを目的に平成16年度から開催。

⁶ DV防止対策についての情報交換等を目的に、平成13年度に設置。

○名古屋市配偶者暴力相談支援センターの調整機能強化

関係機関・団体の連携による総合的な支援体制を整備するために、配偶者暴力相談支援センターの充実を図り、調整機能を強化します。

○被害者の状況に応じた支援の推進

各区民生子ども課・名古屋市配偶者暴力相談支援センター・名古屋市男女平等参画推進センター相談室は、それぞれの役割を尊重し、被害者の相談にあたりとともに、連携して切れ目のない支援に努めます。

重点目標 3 国・県の機関との連携

現状と課題

基本方針は、警察の対応として「被害者の意思を踏まえ、加害者の検挙や加害者への指導警告などを行うとともに、加害者の検挙の有無にかかわらず、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関や保護命令制度等についての教示など被害者の立場に立った措置を講じる」ことを求めています。被害者支援にかかわる関係機関・団体には、「DVは被害者の生命身体の安全に直結する問題である」との認識のもと、加害者からの追跡への対応や情報管理の徹底などが求められます。

また「配偶者からの暴力の被害者への対応に係る留意事項について」(平成16年12月28日 雇児福発1228001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)は、婦人相談所を中心にした広域的対応について整理しています。

国や県の機関及び他自治体と連携して、DV被害者とその子ども・親族の安心と安全が守られるような支援体制を整備する必要があります。

施策の方向

○警察等との連携

被害者とその子ども・親族の安全のために、加害者からの搜索願など追跡への対応、被害届等に関して愛知県警察本部等との連携をすすめます。

○広域連携等の推進

円滑な一時保護の受け入れや広域利用等に関して愛知県女性相談センターと協議し、連携を強化します。また、他自治体との広域連携に取り組みます。

重点目標 4 関係機関・団体の連携

現状と課題

DV被害者支援は、ひとつの機関だけで対応することは困難です。幅広い分野にわたる関係機関等が、認識の共有や情報の交換から具体的な事案に即した協議に至るまで、さまざまな形で効果的に連携していくことが求められます。

名古屋市は、平成13年に「名古屋市『女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）』防止対策関係機関連絡会議」を設置し、民間シェルター運営団体などの民間団体を含む32団体・機関の参加を得て、情報の共有化や意見交換をすすめてきました。

名古屋市男女平等参画推進センターでは、DV被害者支援活動を行う民間団体の活動を支援するため、会場の確保及び広報、選考による事業費の助成などを実施してきました。

このほか、共催や事業委託を通じて民間団体の活動を支援しています。

DV対策の推進のためには、こうした民間団体との連携協力とあわせて、既存のネットワークのなかにDV問題を位置づけ、DV被害の早期発見・早期対応をすすめていく必要もあります。

施策の方向

○被害者支援民間団体等との連携

民間シェルター運営団体は、DV被害者の支援において大きな役割を担っています。

「名古屋市『女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）』防止対策関係機関連絡会議」を活用するなど、民間団体との連携をすすめます。

○既存のネットワーク⁷の連携

現在は、DVや子ども虐待、犯罪被害などの課題別に施策が整備されていますが、共通する問題も少なくありません。既存のネットワークとの領域横断的連携をすすめ、DV被害の早期発見と早期対応、相談対応の充実を図ります。

⁷ なごやこどもサポート連絡協議会：全市レベルの関係機関の連携を目的に、平成13年度から開催。
犯罪被害者支援担当者会議：庁内の関係部署の参加により、被害者支援の連携を図り、被害者支援策を総合的に検討する。自殺対策関係相談機関ネットワーク会議：自殺の危険が高まっている人へ適切に介入できるように自殺問題に関連する相談機関等の連携強化を図ることを目的に、平成20年度から開催。高齢者虐待防止ネットワーク：関係部署・機関・団体の専門性をいかした支援方針や援助方法を検討。

基本方針は、「被害者の立場にたってその恐怖や不安を理解し、暴力は許されないという認識にたって基本計画を検討する」ことを求めています。

DV防止の観点からは、「男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さない」という意識を社会全体で共有していく」ことが、性別を問わず求められています。

名古屋市は平成16年、誰もが安心・安全で快適に暮らせるまちを実現することをめざして、「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」を制定しました。

現に被害を受けている人の救済・支援に止まらず、広く市民向けのDV防止策を充実させるとともに、子どもたちからの暴力によらない関係性の構築などに焦点をあてて、暴力を許さない地域社会をめざします。

重点目標 5 DV防止策の推進

現状と課題

国は、配偶者からの暴力防止の重要な施策のひとつとして、「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」等をすすめています。具体的な対策については、必ずしも十分とはいえません。名古屋市では、「男女共同参画プランなごや21」⁸に施策の方向として「夫・パートナーからの暴力への対策の推進」を掲げ、暴力の構造についての意識啓発や情報提供などを行ってきました。

男性に対しても、暴力によらないパートナーとの関係づくりなど、DV防止の重要性を働きかける取り組みを検討していく必要があります。

内閣府の調査⁹によれば、過去5年間の配偶者からの被害経験は、女性の場合、年代が下がるほど被害経験のある割合が多くなっています。若い世代に対する暴力の防止の取り組みは、将来のDVや長期にわたるDVを防止するためにも重要な課題です¹⁰。

施策の方向

○相談窓口の整備など男性へのはたらきかけ

子ども時代に虐待を受けた経験をもつことなどにより、家族との関係に悩む成人男性も少なくありません。DV防止策として男性へのはたらきかけに取り組みます。

⁸ 名古屋市の男女平等参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画で男女共同参画社会基本法第14条及び男女平等参画推進なごや条例第8条に基づく計画。

⁹ 「男女間における暴力に関する報告書（内閣府 平成17年）」

¹⁰ 名古屋市男女平等参画推進センターは平成20年度に、市内高校生などを対象に、「デートDV」等の実情を把握するアンケート調査を行っている。「デートDV」の実態を把握し、予防のための施策に反映させることを目的に実施。現在集計中。

○「デートＤＶ」防止教育などの推進

名古屋市内の大学・高校などと連携して若年者を対象にした「デートＤＶ」防止教育をすすめます。

○学校における人権教育の推進

男女平等教育を推進するとともに、児童・生徒が同居する家庭における配偶者に対する暴力が児童虐待にあたることを、教職員に周知し、学校全体への取組につなげます。

重点目標 6 DV防止意識の向上

現状と課題

名古屋市男女平等参画推進センターでは、配偶者暴力防止法に関するセミナーの開催や、DV被害者などにDVに関する情報を知らせるリーフレットの作成・配布、広報誌の発行や出張講座の実施などを通じて、幅広く市民に向けてDV理解の促進につながるような広報・啓発活動に取り組んでいます。国が提唱している「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から2週間）の取り組みとして、毎年、広く市民向けにDVへの理解をすすめ、防止の重要性を知らせる講演会などを開催しています。

名古屋市配偶者暴力相談支援センターは、その業務開始等にともない、「広報なごや」による広報を行い、DV防止リーフレットを関係機関・団体等に配布しました。

名古屋市の調査¹¹では、配偶者暴力防止法の認知度について、国の平均に比べ低い結果が出ています。

総務省の調査¹²では、被害者の半数以上が、相談しやすい体制整備や相談機関等の情報を求めていることが明らかになりました。

相談機関等の情報提供の充実とともに、市民の理解促進に向け啓発・教育の充実が求められます。

施策の方向

○全市的なDV防止キャンペーンの取り組み

DV被害の発見や防止のためには、支援関係者のみならず市民のDV問題についての理解が進む必要があります。暴力を許さない地域社会づくりに向けて全市的なDV防止キャ

¹¹ 「名古屋市第6回男女平等参画基礎調査」（平成18年3月）によると、配偶者暴力防止法の認知度は「法律ができたことも、その内容もよく知っている」は、回答者（1720人）の9.3%（国：13.3%）。「法律ができたことは知っているが、内容はよく知らない」は、56.3%（国：66.2%）。

¹² 「配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査（以下「DV防止等アンケート調査」という。総務省 平成20年8月）」によると、回答した被害者（993人）は、「いつでも相談を受けられるようにする（例：相談窓口を増やす、相談の受付時間を延長する等）（65%）」、「どこに相談すればいいかわかるようにする（61%）」などを求めている。

ンペーンに取り組みます。

○ 外国籍被害者・障害のある被害者に配慮した広報・啓発

外国籍被害者・障害のある被害者に配慮した、DV防止等に関する広報・啓発をすすめます。

重点目標 7 DV被害の発見・通報体制の整備

現状と課題

DVは、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であるうえ、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等さまざまな理由から支援を求めることをためらいがちです。DV被害の早期発見と早期対応のためには、関係機関・団体の緊密な連携が欠かせません。

配偶者暴力防止法は、「一般人からの通報」の努力義務と「被害者の意思を尊重したうえで、医師その他の医療関係者から通報することができる」と定めています。通報先は、配偶者暴力相談支援センターと警察官です。

医療機関だけでなく関係機関・団体は、通報や通報先についての理解に努め、適切に対応することが求められます。

施策の方向

○ 民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携

民生委員・児童委員などの福祉関係者も相談援助業務等を行うなかで、DV被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者に準じた対応が求められます。

法務省の人権擁護機関は、DV事案を認知した場合は人権侵犯事件として調査を行い、被害者の保護、救済に努めることとされています。

DV被害の早期発見・早期対応のために民生委員・児童委員、人権擁護委員との連携をすすめます。

○ 学校、幼稚園、保育所等との連携

被害者と子どもの行方を捜して、加害者から学校や幼稚園、保育所などに問い合わせが入ることもあります。被害者と子どもの安全に配慮した対応促進のために、関係機関・団体との連携を図ります。

○ ホームヘルパー等との連携

DVは家庭という密室で行われるため、潜在化しやすい傾向があります。ホームヘルパーや保健師等は、居宅訪問など職務上、DV被害者に遭遇する可能性があります。DV被害の発見と早期対応のために連携をすすめます。

○医療関係者との連携

D V被害の早期発見と通報体制の整備のため、「名古屋市『女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）』防止対策関係機関連絡会議」を活用するなど、名古屋市医師会及び病院等の医療関係者との連携をすすめます。

重点目標 8 調査・研究の推進

現状と課題

D V被害者支援策の充実に向けて、名古屋市はこれまでさまざまな調査・研究を行ってきました¹³。これらの調査結果などをもとに、D Vに関する市民意識の向上や名古屋市男女平等参画推進センターの設置や女性福祉相談員の配置、名古屋市配偶者暴力相談支援センター業務開始などのD V被害者支援体制の整備に取り組んできました。

今後も、名古屋市としてD V被害者の現状把握と支援体制充実のための調査研究を進めていく必要があります。

施策の方向

○女性の人権や福祉等に関する調査研究

D V問題をはじめとした男女平等参画推進にかかる基礎的な調査・研究や、D V被害者の自立支援策につながるような調査・研究に取り組みます。

¹³ 「女性に対する暴力調査」(「女性に対する暴力」研究会・名古屋市総務局総合調整部男女共同参画推進室委託)(平成 11 年度)、「21 世紀型の新しい相談をめざして」(総合相談窓口のあり方研究会・名古屋市男女平等参画推進室委託)(平成 13 年度)、「相談事業における連携と協働のあり方～D V被害者への自立支援の観点から～研究会報告」(相談事業における連携と協働のあり方研究会・名古屋市男女平等参画推進センター委託)(平成 15 年度)、「名古屋市におけるD V被害者支援体制確立のための調査報告書」(D V被害者支援の総合的あり方研究会・名古屋市男女平等参画推進室委託)(平成 17 年度)、「名古屋モデルの構築をめざして」(D V被害者支援センターのあり方研究会・名古屋市男女平等参画推進室委託)(平成 18 年度)、「デートD Vに関するアンケート調査」(名古屋市男女平等参画推進センター)(平成 20 年度)

基本方針は、「DV被害の防止から通報や相談、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関による切れ目のない支援」を求めています。

内閣府の調査¹⁴では、被害者が直面する課題として、当面の生活費や体調の回復、就職先などが挙がり、暴力から逃れたあとに自立して生活をしていくことの難しさが浮き彫りとなりました。

名古屋市は、被害者の安心と安全に配慮した支援の充実のために、「住まいへの支援」や「就労などの生活支援」「こころとからだへの支援」「子どもへの支援」「外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援」などの分野において、被害者を孤立させない切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

重点目標 9 相談・保護体制の整備

現状と課題

DV被害者の多くは孤立し、将来への不安を抱えています。

DV被害の影響は、外傷などの身体的影響だけではありません。繰り返される暴力のなかで、加害者による心理的コントロールや追及の恐怖、将来への不安等のために、被害者がもとの(夫などの)家に戻ることもあります。このようなDV被害の特質を、関係機関・団体は十分に認識し、被害者を責めることなく、安全への配慮をしながらその意思と選択を尊重した支援を行う必要があります。

名古屋市は平成11年度から、市内の保護施設において緊急保護を行っています。

平成13年から、民間シェルターを運営する団体に家賃補助を行ってきました。

平成19年7月から、閉庁日である土日祝日も被害者からの相談に対応できるように、「DV被害者ホットライン事業」を行うとともに、「緊急時における安全の確保¹⁵」のために「緊急宿泊事業」を実施しています。

DV被害者が暴力から逃れるためには、人権が尊重され安心と安全が保障される相談・保護体制が求められます。

施策の方向

○相談機関等の周知

¹⁴ 「配偶者からの暴力の自立支援等に関する調査」(以下「自立支援調査」という。内閣府 平成19年)では、「配偶者から離れて生活をしている人(728人)」が、相手と離れて生活を始めるにあたって困ったこととして、「当面の生活費がない(54.9%)」「自分の体調や気持ちが回復していない(52.9%)」「適当な就職先が見つからない(36.7%)」などと回答。

¹⁵ 緊急に保護をもとめてきた被害者に対して、一時保護がおこなわれるまでの間、避難場所を提供するもので、平成19年の法改正により新設された。

相談窓口や相談機関等の広報を充実します。

○相談体制の充実

被害者が相談しやすいよう相談体制の充実を図ります。

○保護体制の充実

愛知県女性相談センターと連携して、人権が尊重され安全と安心が保障されるよう保護体制の充実を図ります。

重点目標 10 住まいへの支援体制の整備

現状と課題

総務省の調査¹⁶では、被害者の多くが自立のために、「公営住宅への入居、身元保証などの住宅の確保に関する支援」を求めています。

名古屋市では、国の通知に基づいて、DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため市営住宅への入居に際して、ひとり親世帯向け募集（福祉向け募集）や母子生活支援施設の退所者に対するあっせんに対応するほか、市営住宅の目的外使用許可による一時使用も実施しています。

今後も住まいへの支援体制を整備する必要があります。

施策の方向

○安定的な住まいへの支援

今後も市営住宅を活用し、安定的な住まいへの支援を実施します。

重点目標 11 就業などの生活支援体制の整備

現状と課題

被害者支援においては、仕事と当面の生活費の確保は重要です。

基本方針は、母子家庭の母等への支援策や生活保護制度など既存の施策の適切な実施による支援を求めています。

母子家庭の母等への支援策は、原則として離婚が成立していない場合は利用できませんが、DV被害者が一定の要件を満たす場合は、母子寡婦福祉資金の貸し付けなどの施策を

¹⁶ 「DV防止等アンケート調査（総務省 平成20年8月）」では、被害者（993人）が自立のために求めている支援として最も多かったのは、「公営住宅への入居、身元保証などの住宅の確保に関する支援」（73%）。

利用できるようになりました¹⁷。

児童手当についても、DV被害者であることが明らかであり、一定の要件を満たす場合には、被害者の請求に基づき児童手当の受給が可能となっています。

名古屋市では、各区に母子自立支援員を配置して生活全般の安定や自立に向けての相談指導を行うとともに、母子家庭等就業支援・相談の拠点として「ジョイナス・ナゴヤ（母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室）」を設置し就業支援を行っています。

また、生活保護受給者の自立促進のために、就労支援員を各区に配置し就業支援を行っています。

名古屋市男女平等参画推進センターでは、パソコン講座などを行っています。

DV被害者の就労には、保証人の確保や避難先の秘匿など様々な困難が伴います。就業などの生活再建に向けた支援体制の整備が必要です。

施策の方向

○就業支援の充実

母子家庭の母等への就業支援に取り組みます。また、職業訓練の受講促進など既存の事業を活用した就業支援に取り組みます。

○企業等と連携した就業支援

DV被害者の雇用の安定のために、企業等と連携した就業支援に取り組みます。

○生活支援の充実

生活保護の適用¹⁸など既存の福祉施策を活用して自立を支援します。

重点目標 12 こころとからだへの支援体制の整備

現状と課題

DV被害は、身体的・心理的に大きな影響を与えます。PTSD等精神的に不安定な状態にある被害者も少なくありません。加害者から離れた生活を始めてからも、精神的な不安、人間関係などさまざまな問題で悩む被害者もいます。

総務省の調査¹⁹では、被害者は、地域生活の支援として「被害者を孤立させないような支援、地域の自助グループなどによる支援」を求めています。内閣府は、平成20年度に

¹⁷ 母子寡婦福祉資金の貸付け、母子家庭就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金事業等の利用において、「配偶者から遺棄されている女子」として制度を利用できるようになった。（雇児福発第0323002号 平成19年3月23日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

¹⁸ 生活保護における扶養能力調査の方法等について、被害者の安全確保に配慮した取り扱いをすべきとされている。（H20.4.1 社援保発第0401007号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

¹⁹ 「DV防止等アンケート調査」では、被害者（993人）の半数以上が、自立のために求めている支援として「被害者を孤立させないための支援（地域の自助グループなどによる支援など）」（59%）をあげている。

「配偶者からの暴力被害者の自立支援モデル事業」として、「自立支援プログラム（居場所づくりモデル）の開発」に向けて、全国6か所でプログラムの試行をおこないました。今後も継続した取り組みが予定されています。

既存の施策の活用などにより、DV被害者とその子ども・親族の、こころとからだへの支援体制を整備する必要があります。

施策の方向

○精神的支援の充実

名古屋市男女平等参画推進センターでは、精神科医による専門相談のほか、関係機関と連携しつつ、被害者の精神的支援に力を入れています。医療機関等と連携して、DV被害者の精神的支援の充実を図ります。なお、名古屋市精神保健福祉センターや保健所では、地域の身近な相談機関として、こころに関する相談に応じています。

○被害者を孤立させない支援体制整備

一時保護所や母子生活支援施設退所後も、被害者は、将来への不安や孤立感、追跡の恐怖などのさまざまな困難に直面し、DV被害の影響が増幅したり深刻化することもあります。地域で自立生活を始めた被害者とその子どもを継続して精神的に支えることができる支援体制を整備します。

○被害者の支え合いの支援

同じ体験をもつ被害者同士が体験や感情を共有し、情報を交換し合うグループ等へ参加することは、被害からの回復のためにも有効です。名古屋市男女平等参画推進センターや被害者支援民間団体は、「DV被害者のためのサポートグループ²⁰」事業を行っています。名古屋市内の多様なグループについて情報提供するなど、被害者同士の支え合いを支援します。

重点目標 13 子どもへの支援体制の整備

現状と課題

子どももDVの被害者です。子どもは、「DVの目撃者として」「直接の被害者として」「DV被害者からの暴力の被害者として」、さまざまな影響を受けています。

「児童虐待の防止等に関する法律²¹」では、子どもが同居する家庭において、DVなど

²⁰ サポートグループ：少人数のグループ形態で、安心して話せる場を提供し、気持の分かちあいや問題解決に役立つ情報を共有することにより、自立や成長を目指す。

²¹ 児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進するこ

子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待（心理的虐待）にあたりと明記されています。

児童相談所などの児童虐待に関する機関・団体や学校、幼稚園、保育所、医療機関、保健所などは、DVの子どもへの影響を理解して適切な対応を行う必要があります。

施策の方向

○ 児童相談所と連携した子どもへの支援

DVがある家庭で子どもが虐待を受けていることもあれば、児童虐待がある家庭でDVが行われているなど、DVと児童虐待には深いつながりがあります。

DV支援に関わる関係機関・団体と児童相談所との連携を強め、子どもへの支援に取り組みます。

○ 医療関係者へのDV問題の周知

DVが子どもの心身に与える影響は多様で深刻です。不登校や情緒的不安定などの心理的症状が現れることもあります。

小児科医などの医療関係者へのDV問題の周知を図ります。

○ 教育・保育関係者へのDV問題の周知

自立支援において、同居する子どもの就学・保育等は重要です。

子どもと直接接することが多い関係機関では、被害者とその子どもの安全のために、転出先や居住地等の情報を適切に管理する必要があります。関係者へのDV問題の周知を図ります。

重点目標 14 外国籍被害者・高齢の被害者・傷害のある被害者への支援体制の整備

現状と課題

配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある人も含まれます。

相談担当者だけでなく職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保など人権に配慮した対応が求められます。

外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者が、外国人、障害者、高齢者等であることを理由に十分な支援を受けられないという事態が生じないような支援体制が必要です。

施策の方向

○ 外国籍被害者の支援体制整備

名古屋国際センターでは、トリオホン等を活用して多言語（ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル等）の生活相談や法律相談、カウンセリングを行っています。地域生活の支援のために、語学ボランティア（通訳・翻訳）を派遣しています。

DV被害者には、保護命令申し立てなどの法的支援や緊急保護等の独自の支援が不可欠です。

外国籍被害者の人権に配慮した支援のあり方を検討します。

○ 高齢の被害者の支援体制整備

平成18年4月から施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）により、養護者による虐待を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、市町村への通報が義務づけられました。通報を受けた市町村は、一時的に保護する等の措置を講じることになります。

区役所や名古屋市高齢者虐待相談センター、各区の地域包括支援センターでは、高齢者虐待に関する相談を受け支援していますが、高齢の被害者の一時保護や生活の場の確保には、さまざまな障壁があります。

高齢の被害者の安心と安全のために、老人福祉法による制度などの活用も含めて支援のあり方を検討します。

○ 障害のある被害者の支援体制整備

障害のある被害者には、一時保護だけでなく地域での生活の場や仕事の確保など多くの障壁があります。

障害のある被害者の人権に配慮した支援のあり方を検討します。

二次的被害は、DV被害を潜在化させる要因のひとつです。

被害者と接する場合は、被害者がDVによって心身ともに傷ついていることに十分留意する必要があります。このような理解が欠けていると、被害者に不適切な対応となり更なる被害（二次的被害）が生じることになります。

基本計画策定についての被害者等からの意見募集²²では、相談機関における対応について、多くの声が寄せられました。

二次的被害を起こさないために、被害者の安全確保策の強化と職務関係者²³の研修充実に取り組みます。

重点目標 15 被害者の安全確保の強化

現状と課題

DV被害者とその子ども・親族にとって、安心と安全が保障される支援体制は、何よりも重要です。

内閣府の調査では²⁴、「相手の反応が怖かったから」という理由で保護命令を申し立てなかった人が約3割にのぼり、「保護命令制度を知らなかった」という人も少なくありませんでした。家を出たあとに「相手からの追跡や嫌がらせ」をうけた人もおり、家を出た後も被害者の安全が脅かされている現状がうかがえます。

国の基本方針は、「住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部局との連携」を求めています。名古屋市では国の通知に基づいて、「住民基本台帳事務における支援措置²⁵」や「健康保険被保険者認定等の取り扱い²⁶」「国民年金における秘密保持²⁷」等につ

²² 「名古屋市DV防止基本計画策定に向けたDV被害者等からの意見概要及び関係機関・団体ヒアリング」

²³ 職務関係者とは、「配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者」で、具体的に以下があげられています。配偶者暴力相談支援センター職員、市町の相談担当者、福祉事務所職員、保健師、教職員、幼稚園・保育所職員、警察職員、検察職員、裁判所職員、調停委員、法務局職員、弁護士、公証人、医師・看護師等の医療関係者、ヘルパー等介護関係職員、民生委員・児童委員、男女共同参画推進員、人権擁護委員など。

出典：内閣府男女共同参画会議女性に対する暴力専門調査会『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の円滑な推進について』（平成13年）『詳解 改正DV防止法』（平成16年 ぎょうせい出版）など。

²⁴ 「自立支援調査」では、「保護命令を申し立てなかった人」の理由で、最も多かったのは「相手の反応が怖かったから（34.8%）」で、その他「保護命令の制度を知らなかった（28.1%）」「精神的余裕がなかった（25.3%）」となっている。「配偶者から離れて生活をしている人（728人）」の33.7%が、「相手からの追跡や嫌がらせがある」と回答。

²⁵ 被害者本人が支援申出書を市町村に提出することにより、住民票や戸籍の附票など居所を探されるおそれがある書類を、加害者が請求できないようにした。支援申出書を提出できるのは、DV被害者及びストーカー行為等の被害者で、加害者がその住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある者。

²⁶ 被保険者（加害者）自身から、被扶養者を外す旨の届出がなされなくとも、被扶養者（被害者）から、

いて、DV被害者とその子ども・親族の安全に配慮した支援を行っています。また「名古屋市DV相談共通シート」を作成し、被害者のプライバシーと安全が守られるよう配慮しています。

保護命令申立についての情報提供や区役所内の統一的対応など、DV被害者とその子ども・親族の安全確保策を整備する必要があります。

施策の方向

○ 法的支援の充実

名古屋市は、平成19年12月から、愛知県弁護士会と連携して「DV相談等法律問題援助事業」を行っています。女性福祉相談員等各区役所の相談担当者が弁護士から助言を受け支援の充実をめざすものです。

さらに愛知県弁護士会等との連携を強化し、保護命令申立促進等の法的支援をすすめます。

○ 区役所内の統一的対応の推進

自立支援においては、生活や就業、住宅、医療保険、年金、子どもの就学・保育等の領域における関係部署・機関・団体との連携が欠かせません。区役所内の関係部署の役割を明確化し統一的対応を進めます。

重点目標 16 研修体制の整備

現状と課題

職務関係者への研修や啓発の充実は、二次的被害の防止に不可欠であり、被害者が安心して支援を受けることができる環境の整備につながります。

名古屋市は、職務関係者向け研修として、市職員（新規採用者研修、係長有資格者研修、新任課長研修等）を対象に、男女平等参画研修のなかでDV問題を取りあげています。名古屋市男女平等参画推進センターでは、一般職員などを対象に「女性に対する暴力防止に関する研修」を実施しています。

また、教職員に対しては、教育センターにおいて校（園）長研修会や教頭研修会を始めとする各種研修会の中で「人権と教育」をテーマにした研修を実施しています。

なお、被害者への直接的支援に携わる女性福祉相談員等については、担当部署ごとに研修を行っています。

直接の担当者だけでなく、関係部署・機関の関係者に対する体系的な研修が求められています。

DV被害を受けている旨の証明書を添付して被扶養者から外れたい旨の申告がなされた場合には、被扶養者から外すことができた。とした。

²⁷ 被害者から申出があった場合、配偶者に対し年金情報等を知られないよう秘密の保持に配慮する。

施策の方向

○ 研修の充実

基本計画策定にあたって実施した「配偶者からの暴力被害者支援充実に向けた関係部署・機関の連携及び研修に関する実状調査」結果に基づいて、市関係部署における管理職研修及び職員研修、直接的支援担当者向け研修の充実を図ります。

また、教職員に対する研修においても、DV防止を研修内容に含めて実施します。

重点目標 17 苦情処理の適正化・迅速化

現状と課題

名古屋市配偶者暴力相談支援センター、社会福祉事務所等の関係機関は、被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなくてはなりません。申出を受けた苦情については、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じて職務の改善に反映させるとともに、処理結果については可能な限り申立人への説明責任を果たす必要があります。

施策の方向

○ 二次的被害などの苦情対応の明確化

苦情への対応方法等について、一定のルールを明確化し、円滑・円満な解決に努めます。

1 推進体制

DV防止及び被害者支援に関する施策は広範多岐にわたり、ひとつの機関で対応することは困難です。

「名古屋市『女性に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)』防止対策関係機関連絡会議」及び「名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議」において総合的に調整を行い、基本計画を着実に推進していきます。

2 庁内関係局の取り組み

DV防止と被害者支援に関する施策は、幅広い分野での取組が必要です。それぞれの所管局が中心となって庁内及び関係機関・団体と連携を図りながら、担当する施策を積極的に実施します。

3 実施状況の公表

この計画に基づく施策については、年度ごとに施策の実施状況を公表します。